

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號二第 卷六十二第

行發日一月二年三和昭

論叢

損益勘定に關する一考察 法學博士 上野道輔
 法人重複課稅立法の分析 法學博士 神戶正雄
 利潤成立の機構 文學博士 高田保馬
 社會黨の農民獲得運動 法學博士 河田嗣郎
 長崎貿易に於ける銅及び銀の支那輸出に就いて 文學博士 矢野仁一

說苑

重農學派の純收入論 法學士 山口正太郎

雜錄

Fairplay 誌の批評に應ふ 經濟學博士 小島昌太郎
 徳川時代の漁民騷動 經濟學士 黒正巖
 紐育倫敦兩資本市場の爭鬪 經濟學士 松本佳三
 營業收益稅の改正法案 經濟學博士 沙見三郎

法令

商工會議所法施行令

徳川時代の漁民騒動

黒 正 巖

一 は し が き

徳川時代の漁民は被治者階級として武士の壓迫をうけて居た事は勿論であるが、更に他の職業に従事する被治者階級よりも比較的低い社會階級として輕視せられたかの觀がある。惟ふに當時に於ては獸肉を食する事少く、主として魚貝が食用に供せられたのであるが、然かも節儉の奨励と購買力の尠少なるによつ

て、水産物の需要は今日の如く多大でなく、又交通機關の不備なりし結果、新鮮を必要とする水産物は到底之を數十里の遠隔地に輸送する事すら不可能であつた。従て大量需要として現はるゝ水産物は概ね乾物にされた海草類魚貝又は鹽魚類にして、生魚の販路は極めて狭小のものにすぎなかつた。かくの如き事情は經濟力の乏しき漁民の發展を阻害し、且つ漁業が原始産業であり乍ら、農業の如き自給自足の經濟を營む事能はざるの性質を有し、その生産物の販賣上商人に倚存する事大なるが故に、漁民は社會的にも經濟的にも他の被治者階級よりも一層不利なる境遇に沈淪せざるを得なかつた。

右の如く徳川時代の漁民は常に不遇の地位にあつたのであるから、漁民が團結して身分的支配者たる武士又は經濟的支配者たる富豪町人に對して反抗運動をなすに至るべきは當然の事柄の如くであるが、之を歴史の事實につきて見るに、漁民の反抗運動は比較的少いのである。種々の記録に見はれたる漁民騒動といへ

ば、大抵漁村の間に於ける漁區の争奪問題にして枚舉に遑なき程である。併し之は農民が村の入相關係又は境界につきて騷擾せるとその性質を同うし、必しも身分的支配の行はるゝ封建社會に固有のものではなく、今日の如き社會に於ても亦起りうるものである。私が特に徳川時代の漁民騒動を述べようとするのは、かくの如き漁民間の騒動ではなく、身分的被支配者たる漁民が、支配者たる武士の統制に反抗する所の封建社會に固有なる反抗騒動としての漁民騒動である。而して余はこの種の騒動は、原始産業に従事する階級者の反抗運動なるを以て、從來百姓一揆の中に含めて研究して來たのであるが、併し之は種々の點に於て多少百姓一揆とは性質を異にするものがあるが故に、本文に於ては漁民騒動のみを例示して少しくその特徴を説述しようと思ふ。

二 漁民騒動の事例

余が百姓一揆の事例を調査せる間に見出したる漁民騒動の事例は次の八件にすぎないが、併しその調査の

範圍が限定せられてゐるのみならず、史實の探索が充分であるとはいへない。従て、之等の事例が徳川時代の漁民騒動をつくせるものではなく、尙ほ他に之に類するものが少くないであらう。

(1) 正保元年(一六四四年)五月 越前國丹生郡米ヶ浦

米ヶ浦の事件は嘗て本誌第二十四卷一號に於て、徳川時代の逃散の一例として列擧したものである。米ヶ浦の住民は全部漁民ではなく、半農半漁であつたらしい。従てこの事件を漁民騒動の中に加へるのは或は失當であるかも知れぬが、その地理的事情より推論して、之を漁民騒動と暫定した次第である。即ち米ヶ浦の住民は、正保元中年五月庄屋一人丈け居残り、他は全部百六人船にて出奔し、行方不明になつてゐたのであるが、藩當局は方々を探索した結果、翌二年三月に至つて初めて、それが越後新潟に逃散せる事が分り、之を召還し、その首謀者を入牢せしめたといふ事件である。奇抜なる逃散として史家のよく引證するもので

ある。尙ほ小野武夫博士の農村社會史論講に於ては、正保二年にこの事件が発生したように記されてゐるが、²⁾之は事件記載の時日と誤解せられたものらしい。

(2) 明和五年(一七六八年)九月 北海道松前領福山

松前領内に於ては農業は極めて僅かに行はれたるに止り、その住民は多く漁業に従事するか、又は水産物の貿易を經營したのである。従つて松前領の財政收入は主として水産物に對する課税であつた。當時各大名が財政的に非常に窮乏してゐたに拘はらず、邊疆の松前領が富裕を以て聞えたのは、松前氏が米穀の代りに金錢を租税として徴收し得たからである。併し之と同時に、他藩に於て農民が武士の誅求に苦しみ、反抗運動をなしたつゝある間に、松前に於ては漁民の反抗運動がしばしば發生した。

已に明和三年八月に江差地方に於て山林伐採に關し農民が騒動した事があつたが、明和五年九月に至り、福山地方の漁民が騒動した。元來松前の海産物は之を乾物又は鹽物として各地に輸出し、殊に大坂及び長崎

1) 福井縣史第二卷四〇六頁
2) 小野武夫氏、農村社會史論講八八頁

への輸出は莫大なものであつたから、藩に於ては一種の專賣仕法を行ひ、種々の會所を設立して之を統制した。支那向輸出品にして長崎へ輸送せらるゝものにつきては長崎俵物會所があつた。而して藩が專賣を行ふ結果は、漁民は安價にてその生産品を買ひ上げられるので、漁民は豫ねてより之が不當をならして居たが、遂にこの年不漁を理由として一揆を起し、鮑突傳兵衛なるものが首謀者となりて、長崎俵物會所に干鮑代の引上及びその支拂を要求した。然るに傳兵衛は後に藩政府に對する態度を變じ、漁民が窮乏の餘り俵物會所に對して漁民一人につき米二俵半金三兩宛の貸與を請願せんとするに方りて、傳兵衛は藩に買收せられたるにや、この騒動に加はらなかつた。漁民等之を怒り、三百餘人黨を組んで福山に集合し、傳兵衛の居宅を破却した。³⁾ その後の始末につきては之を明かにしない。

(3) 明和六年(一七六九年)冬 讃岐國摺飽島

摺飽島は備前と讃岐との中間にありて丸龜領に屬す。幕政初期にはその所屬問題につきて物議ありし

も、安堵狀を交附して丸龜藩治下においた。併しその後も漁區問題につきてしばしば紛争を生じてゐた。かくの如く多年紛争の渦中に在りし漁民は、とかくその人氣が荒み又昔より由緒あるの故を以て一種の格式を有し、事毎に武士階級に反抗するの形勢にあつた。之は、明治元年にも騒動のあつた時の事情に徴しても明かである。明和六年冬に起つた漁民騒動は如何なる原因に基くものか不明であるが、恐らく漁區問題に關聯するものと思はれる。この騒動は餘程重大であつたと見えて、岡山藩の如きは萬一に備ふる爲めに、下津井迄出兵したといふ。⁴⁾

(4) 安永八年(一七七九年)五月 松前領茅部

松前領に於ては漁船に税金を賦課する事を原則として居るのに、課税につきて往々不公平の事があつた。即ち茅部地方の漁民のあるものは私かに免稅されてゐるものがあつたので、從來正直に納税してゐたものは之を不當とし、一樣に免稅せらるべきものとし、又已に述べたるが如く、松前藩が重要海産物の專賣をなし

3) 北海道史第一卷三〇一頁

4) 吉備溫放

て漁民を壓迫せしを以て、之が廢止を要求し、殊に長崎俵物昆布一手買に反對して起つた。五月十九日漁民三百餘人龜田村に至り、附近の民を糾合して五百餘人が箱館に押しよせ、龜田奉行に強訴した。龜田奉行は權宜の策として漁民の要求を容れて一揆を退散せしめたるも、七月に至り村吏をして人民を取調べしめ、前の許可を取消し、龜田奉行は罷免せられた。巨魁市三郎、文吉は遁走したが、他の人民は罰せられずして事平ぐ。

(5) 天明元年(一七八一年)十月 近江國膳所⁶⁾

この一揆は漁師計りではなく百姓も一緒であつて、純粹の漁民一揆ではないが、實際の運動をなすに當つては、漁民と百姓とは別々の行動をとつて居り、又漁民の數も他の事件に比して遙かに多數であるから、之を漁民騒動として例示する次第である。當時膳所藩は本多兵部大輔康禎の所領に屬し祿高六萬石にして、琵琶湖を控え肥地を擁したるも、他藩と同じく財政極度に窮乏してゐた。領民を誅求するけれども、領民も負

擔力を失ひ、貢租は常に未進となる有様であつた。然るに當時領主は參觀交替の爲め江戸に在りて政治を見ざるのみならず、財用多きを加へたるを以て、留守の役人はその彌縫策として、舊來の未進を完納すべきを命じ、且つ漁師の逓上を倍加して年銀三十枚を六十枚とし、百姓の年貢は一石につき銀五分五厘宛を別納せしむる事とした。農民はその負擔に耐えず、貢租増課の立案者及び留守の役人を弾劾すべく起つて強訴するに至つた。この時漁師千八百餘人は別働隊として栗津方面に押しよせ、更に百姓と合し武士の固めを援いて膳所の城下に浸入し、家中及び町人の家宅を破壊し、城門に亂入した。國老兼松四郎兵衛は一揆の頭取と應接した。一揆が不漁不作を動機として貢租重課に反對するものなると、事態容易ならざるとよりして、彼は一揆の要求を入れた。併し彼ら首謀者は極刑に處せられた。

(6) 寛政二年(一七九〇年)十二月 松前領江差

この地方の住民はその唯一の生業たる漁業が連年不

5) 北海道史第一卷三〇二頁

6) 地方、大正十五年十月號、尾池義雄氏稿

漁となつて大に困窮した。漁民は之が原因を以て、奥地の漁場請負人が大綱を用ひて大漁をなし、之を絞つて魚油を製造するに在りとした。茲に於て速かに之が禁止せられん事を要求し、且つ不漁につき免税すべきものとして、已に寛政元年の秋より不穩の狀勢に在つた。漁民は隱忍したるもその窮地より脱する事能はず、遂に起つて暴動す。江差地方に至るもの千八百、清部村に至るもの五百、合して福山に向はんとす。松前藩は出兵して之に備へ、又僧侶をして説諭せしめ、願意を聽許したるを以て、十二月十日遂に一揆は退却した。翌寛政三年正月、巨魁十七人は捕へられて或は入牢を命ぜられ、或は町預けとせられた。⁷⁾

(7) 寛政十年(一七九八年)六月 越中國婦負郡四方町

四方町の住民の大多數は漁民にして、その漁獲せる魚類を富山市中に行商して生活を營んで居た。然るに富山の領主前田氏は四方町の行商を禁止し、一定の市場に於てのみ魚類を販賣する事とせしを以て、魚市場

の販賣獨占となり、漁民大に困窮し、舊制に復せられん事を懇訴し、徒黨を組んで形勢甚しく不穩となつた。漁民の要求が果して認許せられたるや否やは不明なるも、四方町民の總代、年寄彦八は奉行所に於て切腹しその責任を明かにしたといふ。⁸⁾

(8) 明治元年(一八六八年)正月 讃岐國摺飽島⁹⁾

摺飽島には人名(ニンミヨウ)及び毛人(モント)といへる二つの身分階級があつて、毛人は常に人名の下風に立たしめられてゐた。明治元年の一揆は即ちこの兩者の争鬪であつた。事の起りは、慶應二年幕府の長州征伐に當り、先例によりて摺飽島の人名に船及び水夫の給付を命じたが、人名はその義務を果たさず、毛人をして之に代らしめた。毛人は之を機會に人名の壓迫を免れ、身分的地位の向上を計らんとしたるも、人名は之を背じなかつたため、毛人は之を大に不平に思つてゐた。恰も明治元年維新の革命勃發し、年來の希望を満たし、多年の鬱憤を晴らすはこの時であるとし、小坂浦毛人の漁民は一揆を起して勤番所を襲撃し

7) 北海道史第一卷三〇三頁

8) 婦負郡誌一一五頁

9) 仲多度郡史二四五頁

た。人名等之に對抗して争闘し、人名は小坂浦を襲撃して火を放ち、多數の死傷者を出した。偶々土州軍丸龜に駐泊するあり、數十人のもの來りて之を鎮定し、首謀者投獄せられて事平ぐ。この一揆は封建的壓迫を受けし下層漁民がその束縛を打破せんとして、社會の動搖に乗じて騒動せるものである。直接に漁業との關係はないが、封建的支配關係の有する社會に於ては當然に發生すべき性質のものであると同時に、又よく社會組織變動の過渡期に發生する被治者階級の一揆の特徴を示すものといふべきである。

この外、慶長十年には伊豫國風早郡忽那島小濱に於て騒動があつたが、之は漁民といふよりも船頭の負擔に關するものであるから、しばらく之を除外しておく。

三 漁民騒動の特徴

徳川時代に於ては漁民の數は決して少くはなかつたけれども、漁村が多く地理的に農村より孤立してゐたし、又その經濟力に乏しく、人智の發達程度が極めて

低級であつたため、漁村民が大同團結をなして、反抗運動をなすの可能性が少かつた。故に百姓一揆に比して漁民騒動の嚮起數は甚しく少いのである。而して右に述べたる漁民騒動の中大多數は漁民の比較的發達せる地方又は漁業が企業化せられた地方に起つたものである。例へば松前領に於て起つた騒動四件の内三件迄が漁民一揆であるのは、漁業がこの地方の主要産業にして、藩の財政も人民の生活も漁業によつて維持せられ、然かも他國へ産物を輸出する事を目標とする一大企業であつたからである。又江州の漁民も昔より漁業に従事し、その産物を京都大阪に販賣する事を目的とするものであり、更に越中の騒動も矢張り自己販賣を目的とする商人的漁民である。かくの如く漁民の反抗運動が一定度の文化に達したる場合に於て發生したるは、社會運動の發生を考察するに方つて参考すべきであらう。

次に漁民騒動の嚮起状態を時代的に見るに、僅少の事例を以てしては適確の事はいへないが、矢張り百姓

一揆と同じく、徳川時代中期以前に於て少く、百姓一揆の最も多くなりし明和以後に於て頻發してゐる。而して已に他の機會に於て屢々述べたるが如く、百姓一揆はその傳播性に乏しく、又その持続性も少いのであるが、漁民一揆に於ては特に夫れが著しいようである。之は地理的社會的事情にもよるであらうが、騒動の傳播性の少いのは、漁區が特定の漁村の獨占に歸し、各漁村は平素利害が相反してゐる場合が多いから、之等のものが團結して運動をなすの可能が小さいからであり、又持続性の乏しきは漁民の陸上に於ける活動力が弱く且つ農民の如く持久戰に必要な食糧を有しない爲めであらう。

四餘言

以上概説せし所に由て見るに、右の漁民一揆は必しも百姓一揆と本質的に異なるものではなく、矢張り身分的支配關係を基礎とする封建社會の下に於て當然に起るべきものであつた。只その發生状態が著しく各地の社會素質によつて制限せられ、且つ孤立的である點に

於て、多少百姓一揆と異なるにすぎない。而してこの孤立的であり、斷續的である點に於て、漁民一揆が今日の社會運動と本質的に異るといふ事を百姓一揆よりも一層明確に示して居る。換言すればこゝにいふ漁民一揆は全く封建社會の體制に於ける機械的疾患の現はれといふべきである。